

# 船員法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

## 第1 船員法関係手数料令の一部改正

国土交通大臣が行う生存講習又は消火講習を受けようとする者が国に納付すべき手数料の額を追加する。(第一条関係)

## 第2 船員法に基づく登録検査機関に関する政令の一部改正

### 1 題名

題名を「船員法に基づく登録生存講習機関等に関する政令」に改める。(題名関係)

### 2 登録の有効期間

登録生存講習機関及び登録消火講習機関の登録の有効期間を三年とする。(第一条関係)

## 第3 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令の一部改正

### 1 登録の有効期間

登録漁ろう操船講習機関の登録の有効期間を三年とする。(第六条関係)

### 2 登録漁ろう操船講習機関等に関する読み替え

船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の規定による技術的読み替えを定める。(第七条関係)

### 3 その他

その他所要の改正を行う。

## 第4 関係政令の一部改正

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第六条の規定による船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定の技術的読み替え等に関する政令その他の政令について所要の改正を行う。

## 第5 附則

この政令は、船員法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。(附則関係)